

SEN/Dポリシー

日本人学校



承認済み	学校運営委員会	日付2023年6月
最終レビュー日	2023年6月	
次回のレビュー期限	2024年6月	

バージョン番号	変更者	修正内容	変更日
1.0	ASH	年次レビュー	30/9/2020
1.1	K.西原	年次レビュー	30/9/2021
1.2	K.岡本	更新	09/05/2022
1.3	K.岡本	年間レビュー	01/06/2023

内容

1. 狙い.....	
2. 法令およびガイダンス.....	
3. 定義.....	
4. 役割と責任.....	
5. SEN/D情報レポート.....	
6. モニタリング手配.....	
7. 他の方針および文書とのリンク.....	
SEN/Dサポートの概要.....	7

1. 目的

独立した学校には、子供や若者の特別な教育的必要性（SEN）に関する同じ義務はありません。しかし、JSLは、子供や若者が持つ可能性のあるSENを特定し、SENのサポートを提供するシステムを備えています。

本校のSEN/Dポリシーは以下のことを目的としています：

- 本校が特別な教育的ニーズと障害（SEN/D）を持つ児童児童生徒をどのように支援し、養育していくかを定める。
- SEN/Dを持つ児童児童生徒の支援に関わるすべての人の役割と責任を説明する。

2001年に制定されたSENおよびDISABILITY法は、1995年に制定されたDiscrimination Act 1995(DDA)を教育分野にまで拡大したものである。2002年9月以降、学校運営委員会は、DDAのパート4に基づき、障害のある児童生徒に対して3つの重要な義務を負っている：

- 障害に関連した理由で、障害のある児童児童生徒をより優遇すること。
- 障害のある児童児童生徒のために合理的な調整を行い、実質的な不利益にならないようにする。
- 障害のある児童児童生徒の教育へのアクセスを向上させ、成績が向上する機会を均等にする。

本計画は、DDAの計画義務で義務付けられている3つの分野において、障害のある児童生徒の教育へのアクセスを向上させるための、本校の学校管理委員会の提案を定めたものである：

- 障害のある児童生徒が学校のカリキュラムに参加できる範囲を広げる。
- 障害のある児童生徒が教育や関連サービスを利用できるよう、学校の環境を改善する。
- 障害のある児童生徒への情報提供を改善し、障害のない児童生徒には書面で提供する。

本校のアクセシビリティ計画は、資金を調達し、実施し、必要に応じて見直し、改訂し、毎年報告することが義務付けられています。

2. 法律とガイダンス

本方針および情報報告書は、法定の[特別支援教育ニズ・障害（SEND）実施要綱](#)および以下の法律に基づいています。

- SEN/Dや障害を持つ児童生徒に対する学校の責任を定めた[2014年児童家庭法第3編](#)
- 教育・保健・ケア（EHC）プラン、SENコーディネータ（SENCO）、SEN/D方針に関する学校の責任を定めた「[特別支援教育ニズ・障害規則2014年版](#)」

3. 定義

SEN/Dとは、学習上の困難や障害があり、特別な教育的配慮が必要な児童生徒を指す。

学習困難や障害がある場合：

- 同年齢の他の人と比べて、学習が著しく困難である。
- 主流の学校において、同年齢の他の児童生徒のために一般的に提供されている種類の施設を利用することを妨げ、または支障とする障害。

特別な教育的提供とは、一般の同年齢の子どもや若者に対して行われる教育的提供とは追加的、または異なる教育的または訓練的提供のことである。

4. 役割と責任

4.1 学習支援者

SENCO：清水敦子・田中典子

学校運営委員長（**SEN/D** ガバナー）により指名された **SENCO** は、以下の **SEN/D** 問題に責任を持つ。

- 学校長、教頭、SEN/D ガバナーと協力し、SEN/D 方針と学校での提供の戦略的發展を決定する。
- このSEN/Dポリシーの運営と、EHCプランを持つ児童生徒を含むSEN/Dを持つ個々の児童生徒をサポートするための特別な準備の調整について、日々の責任を持つ。
- SEN/Dを持つ児童生徒が適切なサポートと質の高い教育を受けられるよう、教職員に専門的な指導を行い、教職員、保護者、その他の機関と協力する。
- SEN/Dサポートを提供するための段階的アプローチについてのアドバイス
- 児童生徒のニーズを効果的に満たすために、学校から委譲された予算やその他のリソースの配備について助言する。
- 外部機関、特に地方自治体やその支援サービスとの窓口となる。
- 児童生徒とその保護者に選択肢を伝え、スムーズな移行を計画するために、次の進学先候補と連絡を取り合う。
- 学校長、教頭、学校運営委員会と協力し合理的な調整とアクセスに関する取り決めについて、学校が2010年平等法に基づく責任を果たすようにする。
- 学校がSEN/Dを持つすべての児童生徒の記録を最新に保つようにする。

4.2 委員

委員は次のことを行う：

- 学校運営委員会において、SEN/D問題の認識を高める手助けをする。
- 学校内のSEN/Dおよび障害者教育の質と効果を監視し、学校運営委員会に報告する。

- 学校長、教頭、SENCOと協力し、学校におけるSEN/D方針と提供の戦略的發展を決定する。

4.3 学校長と教頭

学校長と教頭は次のことを行う：

- SENCOおよびSEN/Dガバナーと協力し、学校におけるSEN/D方針と提供の戦略的發展を決定する。
- SENおよび/または障害を持つ学習者の指導と進歩に対する全体的な責任を持つ。

4.4 学級担任

各学級担任の責任

- 学級全員の児童生徒の成長と発達
- ティーチング・アシスタントや専門職員と緊密に協力し、支援や介入の効果を計画・評価し、授業とどのように関連づけるかを考える。
- SENCOと協力し、各児童生徒の進歩や発達を確認し、指導内容の変更を決定する。
- このSEN/D方針に従っていることを確認する。

5. SEN/D情報 レポート

5.1 提供されるSEN/Dの種類

本校では現在、以下のような様々なニーズに対応するための追加的な、あるいは異なるサービスを提供しています：

- コミュニケーションと相互作用（言語障害など）
- 認知と学習（例：失読症、計算障害など）
- 社会的、情緒的、精神衛生的な困難、例えば注意欠陥多動性障害（ADHD）、高感受性者（HSP）、勃起性適応障害など。
- 視覚障害、聴覚障害など、感覚的および身体的なニーズ
- 緘黙症、小児てんかん
- 特定の学習障害
- 進行する障害
- 成績優秀者へのサポート

5.2 SEN/Dを持つ児童生徒の特定とニーズの評価

本校では、入学時に児童生徒一人一人の現在のスキルと到達度を評価し、適切な場合には、これまでの設定や要求に基づいて評価します。学級担任は全児童生徒の進歩状況を定期的に評価し、進歩が見られない児童生徒を特定します：

- 同じベースラインからスタートした同級生と比べて、著しく遅い。
- 子どもの以前の進歩率と同等か、それ以上でない。
- 同級生との学力差が縮まらない。
- 到達度格差の拡大

これには、例えば社会的ニーズなど、達成度以外の分野での進歩も含まれる。

進度が遅く、達成度が低いからといって、自動的にSEN/Dと記録されるわけではありません。

特別な教育的配慮が必要かどうかを判断する際には、まず、期待される進歩や達成度、児童生徒とその保護者の意見や希望など、望ましい成果から始めます。これをもとに、必要なサポートを決定し、本校の基本的な教育を適応させることでそれを提供できるかどうか、あるいは何か別のもの、追加的なものが必要かどうかを判断します。

5.3 児童生徒と保護者への相談と関与

特別な教育的配慮が必要かどうかを判断する際、私たちは児童生徒とその両親と早期に話し合います。この話し合いでは、以下のことを確認します：

- 誰もが、児童生徒の得意分野と苦手分野をよく理解している。
- 保護者の懸念を考慮する
- 子どものために求められる合意された結果を全員が理解する。
- 全員が次のステップを明確にしている

このような初期の話し合いのメモは、児童生徒の記録に加えられ、保護者に渡されます。児童生徒がSEN/Dサポートを受けることが決定した場合、正式に保護者に通知します。

5.4 成果に対する児童生徒の進捗状況の評価とレビュー

私たちは、段階的アプローチと、評価、計画、実行、見直しの4つのサイクルに従う。

学級担任または教科担任は、SENCOと協力して児童生徒のニーズを明確に分析する。これには以下が含まれます：

- 児童生徒に対する教員の評価と経験
- これまでの進歩、達成度、行動
- 関連する他の教員の評価
- 保護者の意見と経験
- 児童生徒自身の見解
- 関連する場合、外部のサポート・サービスからのアドバイス

評価は学期ごと、または児童生徒のニーズに応じて見直される。

児童生徒と関わるすべての教員とサポート職員は、児童生徒のニーズ、求める結果、提供されるサポート、必要な指導法やアプローチについて知らされます。私たちは、サポートと介入の効果、および児童生徒の進歩への影響を定期的に見直します。

5.5 段階を移行し、大人になる準備をする児童生徒を支援する

転校先の学校、その他の施設と情報を共有します。その際、どの情報を共有するかについて、保護者と児童生徒と合意します。

5.6 SEN/Dを持つ児童生徒への指導アプローチ

教員は、自分の学級の児童生徒全員の進歩・発達に責任を持ち、説明責任を果たす。

質の高い授業は、SEN/Dを持つ児童生徒への対応の第一歩です。これは個々の児童生徒に合わせて差別化されます。

支援のレベルは、アセスメント、診断、専門家による勧告によって決まる。支援の種類はケースによって異なる。

- 追加サポートとして日本語と英語のレッスンを提供
- リーディングとライティングの特別授業が時間割内で行われる。
- 個別支援アシスタントは、学級または個人を支援し、時には個別支援計画の一部として支援する。
- 壁にルールを明確に掲示
- 黒板で日課を決める
- その日のレッスンを壁に掲示
- スモール・ステップ・アプローチ
- ICTの活用
- 称賛と激励
- DSLは、本校の児童生徒が安全な環境で成長することを保証し、弱い立場の子どもたちが保護を必要とする場合には、その措置をとる。

また、SEN/D の児童生徒のために、時間割や放課後にいくつかの課外活動も行っています。これらはDSLまたは学級担任が推薦します。

5.7 カリキュラムと学習環境への適応

私たちは、すべての児童生徒のニーズを満たすために、以下のような適応を行っています：

- 例えば、グループ分け、1対1の授業、教え方、授業の内容などによって、すべての児童生徒がカリキュラムにアクセスできるようにする。
- リソースと人員の調整
- タブレット端末、音声付きテキストブック、カラーオーバーレイ、ビジュアル時刻表、大きなフォントなど、推奨される補助具を使用する。
- 例えば、処理時間を長くする、重要語彙の事前指導、指示の音読など、指導に差をつける。
- 学校のアクセシビリティ計画が、資金を調達し、実施され、必要に応じて見直され、改訂され、毎年報告されることが必要条件である。

5.8 SEND教育の有効性の評価

私たちは、SENDを持つ児童生徒への教育の有効性を以下の方法で評価しています：

- 学期ごとに児童生徒の目標に対する個々の進捗状況を確認する。
- 毎学期後に介入の影響をレビューする
- 児童生徒アンケートの活用
- SENCOによるモニタリング
- SENDまたはEHCプランのステートメントを持つ児童生徒の年次レビューの実施

5.9 他機関との協力

学校は地元の学校や地方自治体と連携し、必要に応じて児童生徒への追加サポートを行っている。

5.10 SENDプログラムに関する苦情

本校のSEND提供に関する苦情は、学級担任にまず申し出てください。その後、本校の苦情処理方針が参照されます。

5.11 情報の記録

本校では、全児童生徒の進歩や発達をモニターするためのファイルを、職員のみがアクセスできるネットワークサーバーに置いています。このファイルには児童に関連するすべてのSEND情報が含まれています。学級担任は、学級での戦略とその児童生徒に関連する介入方法の詳細をファイルに記録します。学年主任は、学級担任がSENDを持つ児童生徒のために効果的な計画を立てられるようにする責任があります。全教員は毎学期に一度、SENDを持つ児童生徒の情報を共有し、どのように児童生徒をサポートするかを慎重に話し合います。

6. アレンジメントのモニタリング

この方針と情報報告書は**毎年**SENDガバナーによって見直される。また、年度中に情報に変更があった場合は更新される。

これは学校運営委員会によって承認される。

7. 他の方針や 文書とのリンク

このポリシーは、当社のポリシーにリンクしています：

- アクセシビリティ計画
- 行動
- 平等方針
- 持病を持つ児童生徒のサポート

- いじめ防止
- メンタルヘルス

SEN/D サポートの概要

私たちは、「特別な教育的ニーズと障害に関する実施規範0-25」（2014年）に概説されているように、「評価」-「計画」-「実施」-「見直し」のアプローチに従って、段階的なアプローチにより、子どもたちに関する最初の懸念を特定します。

クオリティ・ファースト・ティーチング：学級担任／専門家／保護者が確認したニーズ	
アセス	SEN/D支援を必要とする児童を特定する際、学級または教科担任はSENCOと協力して、児童のニーズを明確に分析する必要があります。この分析には、教員の児童生徒に対する評価と経験、児童生徒のこれまでの進歩や達成度、また児童生徒の進歩、達成度、行動に対する学校の基本的な考え方からの情報を活用する必要があります。また、関連する他の教科の教員の評価、同級生や国のデータと比較した個人の発達状況、保護者の意見や経験、児童生徒自身の意見、保健サービスなど外部の専門家の意見も参考にします。この評価は定期的に見直されるべきです。
プラン	児童生徒にSEN/Dサポートを提供することが決定された場合、保護者に正式に通知されなければならない。教師とSENCOは、保護者と児童生徒と相談し、実施される調整、介入、支援、また進歩、発達、行動への予想される影響について、明確な見直しの期日とともに合意する必要があります。児童生徒と関わるすべての教師とサポート職員は、児童生徒のニーズ、求められる結果、提供されるサポート、必要とされる指導方法やアプローチについて知っておく必要があります。これは学校の情報システムにも記録されるべきです。
DO	学級担任または教科担任は、日常的にその児童に関わる責任を持ち続けるべきです。学級担任や教科担任から離れ、集団指導や一对一の指導を行う場合でも、担任はその児童に対する責任を保持する。担任は、支援や介入の効果を計画し、評価するために、また、どのように授業と関連づけることができるかを計画するために、指導補助員や専門職員と緊密に協力しなければならない。
レビュー	支援と介入の影響と質は、児童生徒とその保護者の意見とともに評価されるべきです。これは、児童生徒のニーズの分析に反映されるべきです。学級担任または教科担任は、SENCOと協力して、児童生徒の進歩や発達に照らして支援を見直すべきです。

トランジション	SEN/D支援は、教育段階間の移行と成人生活への準備のための計画と準備を含むべきである。移行を支援するために、学校は子どもや若者が移行する学校、大学、その他の環境と情報を共有する必要がある。学校は、この計画プロセスの一環として共有されるべき情報について、保護者や児童児童生徒と合意すべきである。
---------	---